

## 環境負荷低減型薬剤選定基準

三菱地所グループでは、「基本使命」において「地球環境への配慮」を掲げ、経営の重点課題の一つとして捉えるとともに、2008年2月に発表した新中期経営計画「アクション2010」において、環境負荷低減に向けて能動的に社会に貢献していく姿勢をより明確にしました。

清掃業務分野においても三菱地所グループの環境基本方針に寄与するべく、使用する薬剤（洗剤）について関係法令・条例並びに監督官庁のガイドラインを基に「環境負荷低減型薬剤（洗剤）」の基準を定め、環境管理体制を整備することとしました。

尚、今後、関係法令・条例等が改正された場合には選定基準も合わせて改正し、その都度通知していくことと致します。

	審査対象項目	審査・判定基準
人体への健康有害性	シックハウス症候群嫌疑物質	厚生労働省が室内濃度に関する指針値を策定したVOC（揮発性有機化合物）13物質を原料に含まない。もしくは指針値以下であること（*1）
	PRTR法第一種指定化学物質	第一種指定化学物質（462物質）の含有量が<1%であること。また、特定第一種指定化学物質の含有量が<0.1%であること（*2）
	PRTR法第二種指定化学物質	第二種指定化学物質（100物質）の含有量が<1%であること（*3）
	改正労働安全衛生における表示対象物質	表示対象となる化学物質（100物質及びそれを含有する混合物）の含有量（重量パーセント）が政令で定めた割合以下であること（*4）
	改正労働安全衛生における文書交付対象物質	文書交付対象となる化学物質（640物質及びそれを含有する混合物）の含有量（重量パーセント）が政令で定めた割合以下であること（*5）
地球環境への配慮	水素イオン濃度（pH）	原液＝pH5～pH9（*6）
	環境ホルモン嫌疑物質	内分泌攪乱化学嫌疑65物質を含まない（*7）
	VOC（揮発性有機化合物）	VOCを含まない。もしくは沸点260℃未満のVOCにおいて、製品に定める最低希釈倍率でのVOC含有率が洗浄剤<1%、床用保護剤<7%（*8）
	リン及び有機リン系化合物	リン及び有機リン系化合物を含まない（*9）
	重金属	重金属を含まない（*10）

- \*1 厚生労働省がこれまでに指針値を策定した揮発性有機化合物13物質において、使用24時間後に定める室内濃度が指針値以下であること
- \*2 PRTR法で定める第一種指定462物質とは、政令で指定した人や生態系への有害なおそれがあり、環境中に継続的に広く存在すると認められる化学物質の含有量（重量パーセント）が政令で定めた割合以下であること
- \*3 PRTR法で定める第二種指定100物質とは、政令で指定した第一種指定化学物質と同等の有害なおそれがあり、環境中に継続的に広く存在することとなる可能性があるとして認められる化学物質の含有量（重量パーセント）が政令で定めた割合以下であること
- \*4 改正労働安全衛生における表示対象物質とは、政令で指定した製造許可の対象物質（7物質）と労働安全衛生法施行令で定める表示対象物質（93物質）の含有量（重量パーセント）が政令で定めた割合以下であること
- \*5 改正労働安全衛生における文書交付対象物質とは、政令で指定した製造許可の対象物質（7物質）と労働安全衛生法施行令で定める文書交付対象物質（633物質）の含有量（重量パーセント）が政令で定めた割合以下であること
- \*6 CASBEE清掃用ケミカル判定表の判定基準に基づく（※1）
- \*7 平成10年5月に環境庁（現環境省）が報告した「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」に掲載されている内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質が非含有であること
- \*8 CASBEE清掃用ケミカル判定表の判定基準に基づく（※1）
- \*9 水質汚濁防止法排出基準・土壌汚染対策法で定められた特定有害物質が非含有であること
- \*10 環境省排水規制一律排出基準において有害物質と定められた亜鉛を含む重金属が非含有であること

※1 CASBEEは2001年に国土交通省主導の下に、（財）建築環境・省エネルギー機構内に設置された委員会において開発が進められている「建築物総合環境性能評価システム」である